

第二章 機関

第五條 本總同盟の機関は大會、中央委員會の二種とする

第六條 大會は本總同盟の最高決議機関とし、
由る代議員は本部役員を以て組織す。
大會は前年度大會に於て選定せる期日以前計上就て余
長より招集し重要事項を審議決定するものとす
但し中央委員會が必要と思はる時會長は監督と
召集する事を得

第七條 大會の議長は會長之に任じ大會の中に於ける各種命
令の司會者たるものとす
議長は書記及び各部の大會委員を任命する
ものとす

第八條 代議員資格審査委員 會計審査委員

第九條 議事進行委員 其他

第十條

第十一條

- 一、二百名未満ハ 二名
 - 二、二百名以上、六百名ヲ増ス毎ニ 一名 増員
 - 三、五百名以上、八百五十名ヲ増ス毎ニ 一名 増員
 - 四、千名以上、一千五百名ヲ増ス毎ニ 一名 増員
 - 五、三千名以上、五千名ヲ増ス毎ニ 一名 増員
- 大會代議員は凡の標準によりて、その所属組合員中より選出するものとす。但し、會費未納の滞納者を加算せず。
- 大會の議事は、出席代議員の過半数を以て決し、可否同数なる時は議長が決する所に依り、若し前項の決議方法に於て、本席代議員五分の一以上の異議ある時は、各代議員はその代表する組合の會費完納者一名に任じ一票の割合を以て投票権を行使し得るものとす。
- 大會代議員は凡の標準によりて、その所属組合員中より選出するものとす。但し、會費未納の滞納者を加算せず。